

平成 27 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ 代表 者名 代表取締役社長 金 武祚 コード番号 2929 (東証マザーズ) 問合 せ 先 取締役経営企画部部長兼 総務部部長 益田和二行 T E L 075-394-8600

当社の会計監査人に関するお知らせ

当社の会計監査人である「監査法人絆和」が日本公認会計士協会より、平成 27 年 6 月 15 日付で、上場会社監査事務所の準登録事務所名簿から取り消されたことを確認したため、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監查事務所概要

名称 監査法人絆和(はんな)

所在地 京都市下京区朱雀正会町1番地1

業務執行社員 公認会計士 和田 佑樹、公認会計士 日向 健太

- 2. 日本公認会計士協会の公表内容について
- (1) 掲載する事由

会則第 128 条第 2 項の登録審査の結果、上場会社監査事務所登録規則第 7 条第三号に 該当したため。

- (2) 事由発生年月日 平成27年6月15日
- (3) 開示期間

上場会社監査事務所登録規則第13条第1項または第2項に基づく期間

(4) 情報更新日

平成 27 年 6 月 15 日

(5) 上場会社監査事務所部会への登録を認めないことに至った理由

監査法人絆和は、平成26年度に日本公認会計士協会会則(以下「会則」という。)第128条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録の申請を行い、品質管理委員会は、会則第122条第1項に定める品質管理レビューを実施した。この品質管理レビューは監査法人絆和において公認会計士法施行規則第25条第五号への準拠性に重大な懸念が生じていることが発見されたことを踏まえ、監査事務所の品質管理状況を確認する必要があると品質管理委員会で認められたため実施されたものである。

この品質管理レビューの結果等を勘案した結果、監査法人絆和には品質管理のシステムを適切に整備していない事実が見受けられ、公認会計士法施行規則第 25 条第五号への準拠性に違反していた可能性があるため、監査に関する品質管理の基準に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると判断した。

このため監査法人絆和の上場会社監査事務所名簿への登録申請を認めないこととした。

3. 当社の見解及び今後の予定

当社は、平成26年10月24日開催の第17期定時株主総会において、「監査法人絆和」を新たに会計監査人に選定し、当期(平成26年8月1日~平成27年7月31日)より、同法人による金融商品取引法及び会社法に基づく監査及び四半期レビューを受けております。

今般、会計監査人である「監査法人絆和」が、同法人の業務管理体制の不備により、日本公認会計士協会の登録者名簿から取り消し処分を受けたことは、誠に遺憾であります。

当社の会計に不備等があるものではなく、監査法人の業務管理体制の不備によることではありますが、当社では今回の事態に対応し、新たな会計監査人の選定を早急に進めてまいります。

株式会社東京証券取引所上場規程第441条の3の規定により、上場国内会社は、上場 会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けるこ とが義務付けられています。

上記により、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録している監査事務所 を会計監査人として選任する予定であり、詳細につきましては今後、確定次第お知らせい たします。